

盛岡市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
盛岡市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務管理・健康確保措置の内容	3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

「学校における働き方改革」は、本市の教育施策である「子どもの教育の充実」を実現するために重要であり、教員の子どもに向き合う時間の確保によるきめ細かな指導を通して、個別最適な学びや協働的な学びの実現につなげていくため、業務の負担軽減や時間外在校等時間の短縮の取組について、本計画で定めるものである。

(2) 本市の現状

本市では、令和2年8月に、学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「盛岡市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則」を定めたほか、教職員一人一人のワーク・ライフ・バランスの充実を図り、心身ともに健康的に教育活動に従事できる環境を整えるための「学校における働き方改革のための業務改善方針」を策定し、教育職員の時間外在校等時間の管理及びその縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は下記のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

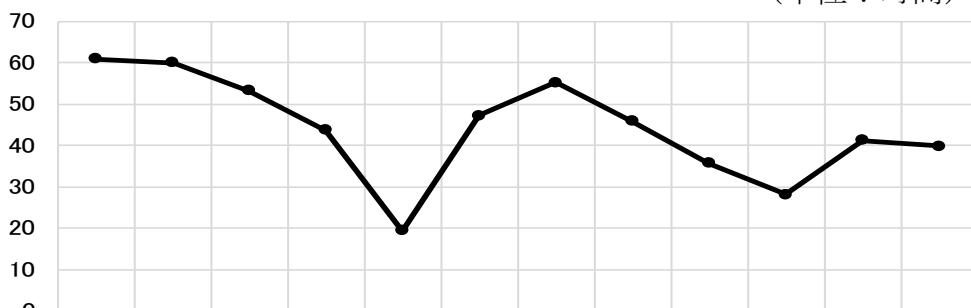
ア 時間外勤務時間が月平均 80 時間超の教職員数

- ・ 小学校 61 人（うち月平均 100 時間超 13 人）
- ・ 中学校 52 人（うち月平均 100 時間超 16 人）

イ 一人当たりの月平均時間外勤務時間

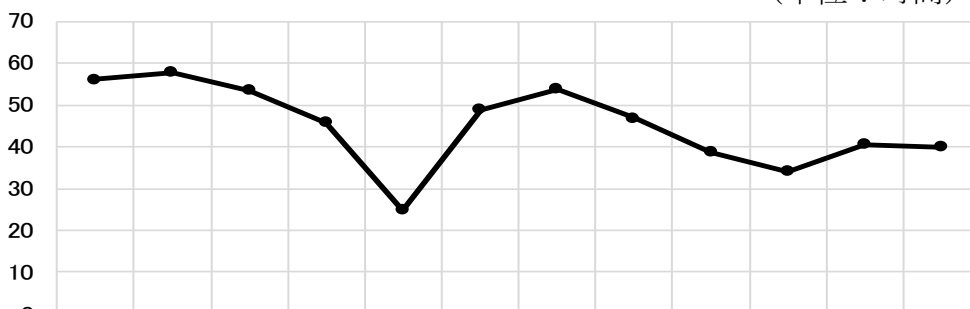
- ・ 小学校 44.2 時間

(単位：時間)



- ・ 中学校 45.1 時間

(単位：時間)



4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
56.1	57.8	53.5	45.9	24.8	49.0	53.8	46.9	38.8	34.1	40.6	39.9

ウ 時間外在校等時間の要因

- ・ 小学校では、分掌業務、担任業務、保護者・地域の対応、授業準備の割合が高い。
- ・ 中学校・高校では、分掌業務、部活動、授業準備の割合が高い。
- ・ 生徒指導事案に時間外在校等時間が増加する場合がある。
- ・ 年度始めから修学旅行、運動会が重なる時期、学習発表会や文化祭、その他の大会が重なる時期には時間外在校等時間が多くなる。

エ 時間外在校等時間の縮減についての課題

- ・ 特定の教員に業務が集中しないよう、業務を支援する職員の配置など業務遂行体制の整備が必要である。
- ・ 行事を含めた業務内容の精選、縮減が必要である。
- ・ 業務の効率化を図るため、校務支援システムや ICT 等の積極的な活用が必要である。

(3) 計画の位置付け

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、国の指針に即して策定する、教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画として位置付けるものである。

2 目標

国の指針を踏まえ、本計画において達成を目指す目標は、下記のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1か月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・ 1か月の時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) 業務への充実感や健康面での安心感の向上に関する目標

- ・ 授業や授業準備に集中できている割合を向上する。
- ・ 自分の仕事にやりがいを感じている割合を向上する。
- ・ 健康でいきいきと働いている割合を向上する。

3 計画の期間

国における時間外在校等時間の削減に係る目標年度や、盛岡市教育振興基本計画の計画期間を踏まえ、本計画の期間は下記のとおりとする。

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務管理・健康確保措置の内容

教職員が、子どもたちと向き合う時間を確保し、健康でいきいきと働くことができるよう働き方改革の推進に努める。

(1) 「学校と教師の業務の3分類」を徹底する取組

ア 働き方に関する視点を位置付けた学校経営計画の作成と活用

市教育委員会はヒアリングや校長会との意見交換を通して、取組状況を把握する。

各学校は、学校経営計画の重点目標や経営方針に、教職員の働き方に関する事項を明記し、教職員の共通理解と意識改革を図る。

イ 統合型校務支援システムの活用

教員の業務の軽減と効率化を推進するため、統合型校務支援システム積極的活用や ICT 環境の整備を推進する。

ウ 保護者、地域、関係機関等への現状の周知と協力要請

学校の働き方改革の取組についての理解と協力を得るため、保護者、地域、関係機関等へ文書通知や要請活動を行う。

エ スクールアシスタントや部活動指導員等の配置

小・中学校にスクールアシスタント、中学校に部活動指導員など、専門スタッフを配置する。

オ 電話対応業務削減の取組

時間外在校等時間の削減につなげることができるよう保護者、地域、関係機関等へ周知する。

(2) 子どもたちに向き合う時間を確保するための負担軽減の取組

ア 不登校生徒等対策事業

不登校対策に向けた支援体制の充実に向け、不登校生徒対策相談員を配置する。

イ スクールサポート事業（スクールアシスタント配置）

個別に配慮が必要な児童生徒に対し学習指導等を行うスクールアシスタントを配置する。

ウ 学校図書館推進事業（学校司書の配置）

学校図書館の環境整備や貸し出しシステムの効率化等、図書館活用推進を支援する。

エ 部活動指導員配置事業

中学校教員の多忙化解消を図るため、部活動指導員を配置する。

オ 教育活動推進事業（少人数指導非常勤講師配置）

基本的な生活習慣の定着と基礎学力の向上を図るため、少人数指導非常勤講師を配置する。

カ 法務相談体制の整備

学校の諸課題の速やかな解決と教職員の負担軽減を図るため、スクールロイヤーを配置する。

キ 共同学校事務室

共同学校事務室（4室、10グループ）との連携を通して、事務機能の強化を図る。

ク 管理・評価等における電子媒体の活用推進

出席簿、通知表、指導要録などの電子媒体の活用を推進する。

ケ 報告文書の精選

市教育委員会が行う各種調査・照会の精選、報告文書等に係る内容の簡略化を図る。

コ 研修会等の精選

公開講座、学校訪問、会議などを精選する取組を継続する。

サ 学校公開研究会における資料等の精選と活用

学校公開研究会の研究紀要等の資料については、簡素化を図る。

シ 「盛岡市における部活動の在り方に関する方針」

令和元年12月に改訂版を策定した方針に基づいて、部活動の一層の充実及び教職員の勤務負担軽減の取組を推進する。

(3) 健康でいきいきと働くための健康確保の取組

ア 勤務時間の管理

小・中学校では統合型校務支援システム、市立幼稚園・高等学校では勤務時間管理システムにより、時間外在校等時間を把握する。

イ 一斉定時退勤日の設定

学校ごとに、職員会議や部活動を実施しない日の設定など、毎月の「定時退勤日」を設定する。

ウ 長期休業中の学校閉庁日の設定

教職員の心身の健康の確保と負担軽減を図るため、夏季休業期間に「学校閉庁日」を設定する。

エ 安全や衛生に関する委員会の開催

安全や衛生に関する事項について、月例の委員会、職員会議やその他の会議の機会をとらえて、職員から意見を聴くための会議を実施する。

オ 産業医の配置

教職員数50人以上の学校に専任の産業医、50人未満の学校全体の産業医を配置する。
産業医による講話、メンタルヘルス相談、高ストレス者の面接、職場復帰支援等を実施する。

カ 留守番電話の設置

時間外在校等時間の縮減を図るため、小・中学校の事務用電話に留守番電話機能を付加する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 計画の実施状況の報告

- ア 本計画による取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、公表するとともに、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告する。
- イ 時間外在校等時間に関する目標の達成状況については、統合型校務支援システムにより把握し、業務への充実感や健康面での安心感の向上に関する目標の達成状況については、県教育委員会が実施している職員アンケートにより把握する。

(2) 教育委員会の役割

- ア 教育委員会において、各学校の状況を確認し、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、状況の改善に向け、支援・指導を実施する。
- イ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を行う。
- ウ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

(3) 学校の役割

- 各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。